

令和元年11月定例会 総務委員会（事前）

令和元年11月25日（月）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時34分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の11月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案、補正予算案の概要、説明資料）

- 議案第1号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第3号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 財政構造改革基本方針（令和2～4年度）（案）について（資料1-1, 1-2）

久山経営戦略部長

11月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の令和元年11月徳島県議会定例会提出予定議案、1枚物により御説明いたします。

今回、提出いたします案件は、議案11件及び報告3件でございます。

その内訳は、予算案が第1号の1件、条例案が第2号から第7号までの6件、契約議案が第8号及び第9号の2件、その他の議案が第10号及び第11号の2件、報告につきましては、第1号から第3号までの3件となっております。

なお、現時点における追加提出予定議案でございますが、今年度の人事委員会勧告等に基づく一般職及び特別職の給与の取扱いにつきましては、鋭意検討中でございます。知事等特別職の給料減額措置の延長と併せて、内容が固まり次第、必要な給与関係議案を速やかに調製し、一般質問の日に追加提出させていただきたいと考えております。

また、収用委員会委員及び土地利用審査会委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提出を予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案の順序に従い、順次、御説明いたします。

まず、第1号の一般会計補正予算につきましては、お手元に御配付の令和元年度11月補正予算（案）の概要を御覧いただきたいと思います。

1ページを御覧ください。

今回の補正予算案につきましては、台風第15号及び第19号等により、甚大な被害を受けた被災地に対し、ニーズに応じた迅速かつ効果的な支援を行うとともに、全国で相次いだ台風被害に即応し、県土強^{じん}靱化をより一層推進するための緊急対策を盛り込み、三つの視点に立って編成いたしました。

一つ目は、（1）に記載のとおり、被災者の方々が本県に避難される場合の県営住宅等

の無償提供や生活資金の支援，茨城県に対する災害支援に係るふるさと納税の代理受付の実施による被災自治体の負担軽減など，被災者・被災地に対する支援策。

二つ目の（２）は，全国知事会や関西広域連合の枠組みを通じて，被災地へ応援職員を派遣し，ニーズに応じた支援活動を展開する，被災地派遣による支援策。

三つ目の（３）は，この度の豪雨災害を教訓として，本県の河川堤防の緊急点検や避難路等の安全性確保に向けた調査事業等を実施する，豪雨災害に即応した緊急対策。これらの施策に取り組むこととしております。

また，補正予算の規模といたしましては，２，一般会計補正予算規模にお示ししておりますとおりの３億396万6,000円となっております。

資料２ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります，（１）に記載のとおり，寄附金，繰越金，県債となっております。

また，歳出につきましては，（２）に記載のとおり，総務費から衛生費，農林水産業費，土木費，教育費におきまして，補正額を計上いたしております。歳出の性質別の内訳につきましては，３ページに記載のとおりでございます。

恐れ入りますが，もう一度，１枚物の提出予定議案を御覧ください。

第２号の条例改正につきましては，行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い，関係条例について所要の整理を行うものでございます。

第３号の条例改正につきましては，社会福祉法の一部改正に伴い，無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

第４号の条例制定につきましては，卸売市場法の一部改正により，地方卸売市場について，認定制を設ける等の規制の見直しが行われることに伴い，関係条例について所要の整備を行うものでございます。

第５号の条例改正につきましては，農業保険法施行規則が施行され，家畜診療業務に係る初診料が家畜共済診療点数表によって算定されることに伴い，所要の整備を行うものでございます。

第６号の条例改正につきましては，手数料標準令の一部改正に伴い，県土整備部関係の手数料の額の適正化を図るものでございます。

第７号の条例改正につきましては，流域下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用するため，所要の改正を行うものでございます。

第８号の工事請負契約につきましては，契約金額が９億5,150万円，契約の相手方は，姫野組島谷建設道路改築工事共同企業体となっております。

第９号の工事請負契約につきましては，契約金額が11億9,900万円，契約の相手方は，大竹組県西土木緊急地方道路整備工事共同企業体となっております。

第10号の当せん金付証票の発売につきましては，令和２年度における当せん金付証票の発売について，当せん金付証票法第４条の規定により，その限度額について議決をお願いするものでございます。

第11号の訴えの提起に係る専決処分の承認につきましては，貸金返還請求に関する訴えの提起について，地方自治法第179条第１項の規定により，専決処分を行いましたので，同条第３項の規定により報告し，承認をお願いするものでございます。

報告第1号、損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては4件で、合計金額は23万7,478円となっております。

報告第2号、損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては5件で、合計金額は80万7,000円となっております。

報告第3号、損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては2件で、合計金額は14万4,448円となっております。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、その概要を説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案1件、その他議案1件、報告1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、（1）歳入歳出予算のア、総括表の一番下、総計欄の左から二つ目でございますが、今回の補正額が180万円でございます。補正後の合計額は、その右隣でございますが、諸局を含めまして1,218億6,713万1,000円となっております。

次に2ページをお開きください。

イ、課別主要事項について、御説明申し上げます。

職員厚生課につきましては、令和元年台風第15号及び第19号救援対策としまして、職員住宅への被災者受入れに要する経費の補正を計上しています。

3ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が578億8,100万円、補正後の限度額が581億1,100万円でございます。2億3,000万円の補正をお願いするものでございます。

4ページをお開きください。

その他の議案等についてでございます。

（1）当せん金付証券の発売についてにつきましては、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、（2）専決処分の報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分につきましては、記載のとおり、1件の報告をさせていただくものでございます。

こちらは、三好郡東みよし町在住の方と賠償金6万600円で和解したものでございまして、その内容は、令和元年6月26日に、駐車場内で徐行していた県車両の後方側面に、後退してきた相手車両が接触したものでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

続きまして、1点、御報告申し上げます。

新たな財政構造改革基本方針案についてでございます。

お手元に、資料1-1として基本方針案の概要を、資料1-2として全体版をお配りしておりますが、資料1-1の1枚物により御説明いたします。

県では、平成29年度から令和元年度までを改革期間とする現行基本方針において、具体

的な改革目標を掲げ、全庁挙げた改革を推進してまいりました。

この結果、1の新たな基本方針の必要性のこれまでの成果にありますとおり、実質公債費比率につきましては、令和元年度に12.1パーセントとなり、全国中位程度の財政状況を実現するとともに、公債費及び県債残高につきましても、臨時財政対策債を除き、それぞれ改革目標の500億円未満、5,000億円未満を確実に達成できる状況となっております。

さらに、財政調整的基金残高につきましては、令和元年度9月補正後で、改革目標の800億円を上回る810億円を確保できたところです。

こうした現状を踏まえ、新たな財政構造改革の必要性でございますが、本県では近年、地方交付税などの一般財源が減少傾向にある中、国難打破やS o c i e t y 5.0への未来投資、社会保障費の更なる増加への対応に向け、バランスの取れた持続可能な財政運営が求められております。

このため、新たな基本方針案では、2の財政構造改革の方向性でございますように、S D G s の実装に向け、政策創造と健全財政を両立する持続可能な財政運営をこれまで以上に推進するとともに、県土強^{じん}靱化を加速する中、国の緊急対策に伴う有利な新設地方債については、優先活用した上で別枠で管理し、将来負担の見える化を図ることとしております。

これに加え、新たに予算編成における働き方改革の実装や、単年度実質公債費比率及びプライマリー・バランスを健全財政センサー指標として活用することにより、健全財政の好循環を確立してまいりたいと考えております。

3の新たな改革目標につきましては、引き続き三つの改革目標を掲げることとしており、まず1点目は、実質公債費比率について、これまでの改善基調を維持できるよう、令和4年度まで12パーセント台以下を堅持。

2点目は、公債費や県債残高について、臨財債及び国緊急対策に伴う新設地方債を除き、令和4年度末までに公債費を440億円未満に、県債残高を4,800億円未満にと更に縮減。

3点目は、財政調整的基金残高について、令和4年度末まで800億円以上を堅持することとしており、以上の改革目標を達成できるよう、歳入・歳出改革の更なる進化を図り、未来投資を支える持続可能な財政基盤を確立してまいります。

今後、今定例会での御論議を踏まえた上で、年内に成案としてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、経営戦略部・監察局・出納局関係の報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

今の議案説明の中の一つ、職員住宅の活用ですけど、これまで、住宅だけのことは

ないのですけれど、災害のたびに被災者をこちらに呼んできて支援をしようという取組をされていますけれども、過去の実績が分かったら教えてください。

麻植塚職員厚生課長

被災者の受入れについての実績ということでもあります。

実績につきましては、東日本大震災の時に、4世帯の方々を受け入れております。その後、熊本地震、平成30年7月の西日本豪雨によりまして、受入体制は整えましたが、本県の職員住宅には入居していない状況であります。

扶川委員

職員住宅だけではなく、県営住宅とか、実際にこの制度が機能した件数が分かったら教えてください。

麻植塚職員厚生課長

機能した件数ということですので、先ほど申し上げました、東日本大震災の時に職員住宅4戸を提供したということでございます。

扶川委員

徳島へ来ていただいて、家も何もかもなくされたような方には、できれば徳島に定住していただくところまでつなげられたらいいのだろうと思うのですけれど、なかなか実績が上がっていない。

この原因は、支援が十分でないからと率直に思うのですけれど、例えば、交通費の支援はメニューに入っていない。こういうことをやるのであれば、実行性のある制度にすべきだということで、原因をどのように考えるのか。交通費の支援なども行っていただきたいのですけれども、どう考えるのか教えてください。

麻植塚職員厚生課長

今回、補正でお願いしております経費については、畳の張り替えやふすまの張り替え、照明やカーテン等、そういったものについて生活ができるような環境を整えるための経費をお願いするわけであります。

過去の状況が、東日本大震災のほかは特にはないのですけれども、地理的な面や本県に縁故の方がいらっしゃるかどうか等、個々の事情によりまして、本県にたまたまお見えになっていないというふうに考えております。しっかりPRいたしまして、お越しになるときは、避難生活が快適になるようにしたいと考えております。

交通手段についてですけれども、こちらについては県民環境部の事業ではありますが、避難生活を送るために必要な生活の資金として支給する事業があると聞いておりますので、こういった面も活用しながら、本県にお越しになって生活する際には役立てていただきたいと考えております。

扶川委員

そうしましたら、県民環境部で少しお聞きします。

別の話ですが、前の委員会からずっと意思形成過程の見える化を議論してまいりまして、大阪府にも視察に行ってきました。それに関わって、今、大きな問題になっている徳島市の新文化ホール建設について、県と市とのやり取りが極めて分かりにくい。意思の疎通が図られてないために、県民が待望している徳島市の文化ホールの建設が遅れそうになっている。大変な問題が起こっていますので、この際、関連してお聞きしたいと思えます。

11月22日の徳島市議会で、昨年8月時点において、飯泉知事と遠藤市長が話し合いをして、文化センター跡地の県有地について、無償貸与で合意していたということが明らかにされました。こういう話し合いが行われたことについて、秘書課は当然、知事の動向を把握しているのではありませんからお尋ねしたいのですが、どこで行われて、知事と遠藤市長以外に誰が参加していたのか。あるいは、その内容について記録をきちんと取っているのか、そのあたりが分かったら教えてください。

佐藤秘書課長

詳しい資料が手元にございませぬので、当時の協議の状況につきましては、大変申し訳ございませぬが、この場では、現時点では承知していないという状況でございます。

扶川委員

問題提起だけしておきますから、事前委員会なので、分かれば教えてほしい。これまで報道された内容を見ますと、一旦、無償貸与で合意されたものが、知事が県議会の意見によって撤回してしまつて、土地の交換方式に切り替えたということのようです。

しかし、県議会で土地の交換方式について、いつ意思決定したのか記憶にないのです。9月議会で、県土整備委員会の委員外議員として発言をさせていただいて、その席で岡委員長の発言も聞きましたけれども、委員会として決議を採ったわけではないのです。県議会の意思というのは、本会議の意思、決議。委員会の意思というのは、委員会にも決定権がありますから、そこで決議を採れば県議会の意思といえるのではありませんけれども、知事のおっしゃる県議会の意見を踏まえてというのが、よく分からない。

知事は、二代表制だから、議会の意見を尊重すべきだということを知るべきだと、徳島市長に意見を申し上げています。もっともな話ですけれども、首長を縛れるとしたら、今申し上げたような決議以外にないでしょう。一部の議員が発言をされて、それが例え、多数派の議員の意見であったとしても、知事がそれに縛られる必要はない。それが、本来の二代表制の意味だろうと思う。

それよりも、執行権を持つ知事と市長は、きちんと話し合ったのしょう。だから、その中で行われた約束は、非常に重いと思うのです。それを守らないとしたら、それこそ重大な信義則違反だと私は思えます。

そこで、知事の日程や行動を把握しておられる秘書課にお尋ねしたいのですが、知事が市町村長とのトップ会談で決めたことについて、覆すことはよくあるのですか。これまで、そういう事例はあるのですか。把握していたら教えてください。

佐藤秘書課長

ただいまの御質問については、私のほうでは承知しているところでございません。

扶川委員

また調べてください。

いろいろ言い分が違うので、もう1回、別のことを言いますけれども、市が県との土地交換契約前に、設計施工の優先交渉権者を選定したということについて、知事は非常に怒っておられる。これに反発して、協議を停止したわけですがけれども、知事は1日の定例記者会見で、優先交渉権の選定について、市から相談がなかったという一方、市の担当者は県の都市計画課の課長に対して、市側からは8月、10月に4回も優先交渉権者を10月下旬に選ぶという説明をしたと。これが、徳島新聞に報道されております。

これが、よく分からない。言っていることが違うではないですか。そもそも、県の担当者が知事に伝えてなかったのか、知事が違うことを言っているのか。それを理由に、知事は話を拒否された。こういうことが続くと、損害を被るのは徳島県民です。

知事は、市との土地交換協議を無期限停止した上で、業者選定の白紙撤回等を協議再開の条件としていますけれども、常識的に考えても、優先交渉権を与えましたと言っている業者に対して、やはりやめましたなんてことを言えるはずがない。言えるとしても、非常に困難だろうと思います。それを守らなければ交渉に応じないという知事の態度はどうかと、私の個人的な意見です。それで計画が遅れたとすると、県の文化行政にも大きな影響を与える。団体からも早く文化ホールを建設してほしいと出てきていると思うのです。県民環境部で聞いたらいいのでしょうかけれども、大きなマイナスなのは明らかです。

そういう知事の姿勢について、意見を申し上げるのですけれども、後藤田衆議院議員が知事の嫌がらせだと批判しました。県議会議員である私から見ましても、後藤田衆議院議員がそこまで言いたくなるような気持ちは、はっきり言って分かります。また、吉野川市長選挙で知事が、遠藤市長や後藤田衆議院議員が応援した人と反対の候補者を応援したことが背景にあると、これもはっきり新聞に書かれています。それもそうなのかと考えてしまいます。

行政の意思形成過程の検証というのは、非常に大切な問題だと私は思います。万が一にも、為政者の私的な動機によって、行政がゆがめられるようなことがあってはいけません。行政の私物化をさせないためにも、県民がきちんと検証できるように意思形成過程を含めた記録が、公文書としてきちんと保管されていなければいけません。そして、必要な部分は伏せた上で、公開できるところは最大限、県民に対して公開しなければいけません。ずっと私が、この総務委員会で議論してきたことでございます。

そこで、お願いしたいのですけれども、昨年以降、徳島市長と知事が話合いをした日程とテーマ、その記録というのがあったら、全て出していただきたい。それをするによって、このもつれている問題を、県議会としてもきちんと検証することができる。

繰り返し申し上げますけれども、県議会として何ら意思決定なんかはしていません。十分な議論もしていない。これからするとしたら、その資料は必要です。是非、出していただきたいのですが、お願いできますか。

佐藤秘書課長

現時点では手元に資料がございませんので、また改めて確認させていただきたいと思っております。

岡田委員長

扶川委員の質問の途中ですが、午食のため休憩いたします。（11時59分）

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

午前の続きです。意思形成過程の記録に係ってお尋ねするのですが、例えば知事が、市長やほかの団体の方などに会うときに、秘書なども立ち会わずに一对一ということはあるのですか。

佐藤秘書課長

知事が市長等と面会する際に、立合いがあるかどうかとの御質問でございます。

立ち会う場合もございますし、立ち会わない場合もあるという状況であろうかと考えております。

扶川委員

そうすると、秘書も入らずに完全に2人だけで、いわば密室的に話されることもあるわけですね。そういうことになりますね。

記録は、その場合は取らないのですか。秘書が入られたときだけ記録を取るのですか。

佐藤秘書課長

面会時の記録につきましては、必ず取っているというようなものではなく、担当部局のほうでいろいろ取っている場合もございますし、どのような形で取っているかというのは、秘書課のほうで全て把握しているというような状況ではございません。

扶川委員

公の立場にある公人が、公的な問題で接触して議論するのに記録を取らないなんてことをやっていて、意思形成過程が検証できるとお思いですか。

佐藤秘書課長

先ほども申し上げましたが、面会時の記録を取る取らないというのは、面会の内容によりまして、それぞれの担当部局等がございます。担当部局において、どのような形で取られているのか、そして、それをどのような形で保管や対応しているかという状況につきましては、秘書課のほうで全て一律に把握しているものではございません。

扶川委員

担当部局が入るときは、秘書課も入るのではないのですか。

佐藤秘書課長

秘書課も担当部局等と一緒に、面会については入る場合もございますし、入らないような状況もあろうかと思えます。

扶川委員

とにかく、ルールがないということですよね。先ほどから申し上げているように、公的な問題で、公人同士が話し合いをして記録も取らない。意思形成過程の検証もできないということは問題です。是非、ルールを改めていただきたい。

休憩時間に、県土整備委員会のほうで議論があったということで少しお聞きしましたけれども、どんな文書の名前かは知りませんが、市側に対して文化ホールの問題で説明を求めるといような議論がされているようです。議会としては、もちろん県のほうの記録も見たいし、市側の記録も見て、双方の主張の食い違いというのをきちんと公平に検証することが大事だと思いますから、市に対しても資料を求めるのは当然だと私は思います。ただ、あなたたちのほうが間違っているのだから弁明の書類を出せなんて、そういう失礼なことをやったらいけない。対等の自治体として、お互いに記録を出し合って、双方がそれぞれの議会で、市議会では県と市の記録を見て、県議会ではやはり市と県の記録を見て議論すべきである。それが、本来の自治体間のお付き合いだろうと思えます。

こういう言った言わないの話というのは、加計学園の問題でも、国と愛媛県の間でいろいろやり取りがあったのは御承知のとおりで、それを踏まえて愛媛県では、新たに公文書管理条例を作った。徳島県においても、意思形成過程の記録向上に向けて、愛媛県のような公文書管理条例を、私は愛媛県のを検証しておりませんが、内容がいい加減では駄目ですけど。それから、大阪府のように、意思形成過程の文書をきちんと記録した上で、まだ事業が終わらない前にどんどん可能なものから、住民に議事録から資料を公開して見える化していく。意思形成過程の見える化をしていくことが大事だと思いますが、それについては、どのような御認識ですか。

高瀬法制文書課長

公文書管理条例の御質問につきまして、回答させていただきます。

現在のところ本県の公文書管理につきましては、多くの道府県と同様に公文書管理規則、あるいは文書規程等に基づきまして、適正に管理運用されているものと考えております。

一方で、その背景、あるいは経緯など、個別具体的な事情も様々あると思えますけれども、条例を制定している自治体も出てきておりますことから、引き続き国、他県の状況等につきまして情報収集に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

確かに、しっかりとした規則があったらそれでも良い。それは、私もそう思います。しかし、そもそも情報というのは、行政機関のものではなく、住民のものである。進んだところの条例では、そういうことが明記されている。そういう姿勢をきちんと示した、条例なり規則等を作っていくことが大事です。

情報は首長のものである、首長が密室で話し合いをしたことは住民に知らせなくてよろしい、記録も残さなくてよろしいなんていうことになったら、主権者としての住民の権利をないがしろにしているとしか、私は思えません。ですから、改めて、今の制度では足りないから作るべきだと申し上げております。是非、しっかり検証していただきたいと思いません。

最後にもう1回、これまでの新文化ホールをめぐる、市と県のやり取りについての資料を出していただきたい。存在するしないを含めて、明らかにしていただきたい。県土整備委員会のほうでも議論がありましたが、市に対しても同じような資料を要求して、検証できるような環境を整えていただきたい。

この後、県民環境部関係の委員会がありますが、徳島県の文化行政に大きな影響を与える問題ですから、本来でしたら、遅れるのは仕方がないのか、それともそんなことでもたもたしている場合ではないのかという議論を文化振興のためにやれると思うのですが、情報がないからやれない。土地を貸すか貸さないということでもめて、文化振興の大事な計画は止まっている。これはおかしい。市のほうにも、そういう課題で求めておきたいと思いません。

もう1点、途中でお尋ねしましたように、そもそも首長同士が決めた約束をひっくり返すことをしたことがあるのかどうかも、また後日、お返事いただきたいと思いません。

続いて、やはり同じことに関係するのですけれど、徳島市の豊井副市長が辞職されました。新ホールの市の附帯決議を破ったことについて、責任を感じて辞められたという報道がございました。私は、非常にこのことについて違和感を覚えました。なぜ違和感を覚えたかと言いますと、県のOBである豊井元副市長には、県とのパイプの役割が求められていたのでしょうかけれども、豊井元副市長の出身がどこであれ一旦副市長になったら、首長と一体となって市のため市民のために仕事をするのが期待されていた。その市長自身が、こんなことで辞める必要がないと慰留しているのに、一方的に辞職してしまうという振る舞いは、市長よりひょっとすると元上司の知事のほうに顔が向けられていたのではないかという疑いを私は持ってしまいました。市長と知事との板挟みになる必要なんて、ないのです。OBなり現職で派遣されている方は、明確に派遣先の首長の立場に立って頑張ればいいのです。

今、現職で行かれている方もOBで行かれている方もあると思うので、現状を先に教えてください。今、何人が、県下で現職の立場で副市長、副町長に行かれているのか、あるいは、OBとして行かれているのか。市町村の名前、OB、現職も含めて教えてください。

黄田経営戦略部次長

現時点での市町村の副市長、副町長への県職員の就任、派遣状況でございます。

現在、現職では3名という形で、市町村名は阿波市、海陽町、藍住町のほうに派遣して

いるところでございます。OBにつきましては2名で、美馬市と勝浦町でございます。

扶川委員

最初に頂いた資料で、吉野川市の河野副市長が入っていたのですが、河野副市長が辞められた。吉野川市は、知事が、この徳島市の新文化ホールの問題も意識に置いているのではないかとされている選挙がございまして、知事が応援したのではない市長が当選したわけです。その副市長は、お辞めになった。これには大いに考えさせられるところがございます。

現職の方は、市町村への出張みたいなものであって、一旦、県を辞めるのだけれども、また県に戻ることが予定されている。OBの方は、完全に辞められてから再就職だと聞きましたが、現職の職員を副市長などに派遣する仕組み、意味合いについて教えてください。

黄田経営戦略部次長

現職の職員につきまして、市町村への派遣ということでございます。

現職につきましては、市町村におきまして広域的な視点からの施策展開や行政運営の効率化等の課題がある場合に、県に対して、市町村から職員の派遣を要請されることがございまして、県のほうで要請理由等を検討した上で、必要かつ可能な場合に職員派遣の方針を決め、最終的には、副市長、副町長につきましては各市町村議会の同意が必要となりますので、その同意を経て派遣しているという形でございます。

扶川委員

身分はどうなるのですか。1回、県の職員を辞職なさるのですか。戻ってくることを確約されて向こうで給料をもらって、向こうを辞められたら県のほうでと、そういうことですか。

黄田経営戦略部次長

いわゆる、市町村の特別職ということになりますので、副市長、副町長に就任される場合につきましては、県を一旦退職されて、市町村へ行くという形でございます。

また、県に戻る場合には、当然、また県が採用してという形で対応しているところがございます。

扶川委員

知事の意向が、市町村に対して一方的にプレッシャーとなって伝わるようなことがあるのは当然いけないわけですが、今の御説明だと、知事が県職員の退職を了解して、また戻ってこられることを前提に送り出しているわけですから、行った先では、県の意向を代弁するような存在になりかねないのではないかと、私は思います。

そもそもが、地方分権制度の下で国も県も市町村も対等ですから、県の職員やOBが副市町村長に天下り、あるいは再就職することについて、余分な上下関係を持ち込むことがあってはいけないと思うのです。全ての市町村に、県出身の副市町村長が行っているの

あれば、まだ分かるのですけれども、行っている自治体と行っていない自治体の間で差が付いてしまうとすると、これは行政の公平の原則に反すると思うのです。

しかし、逆に言うと、差が付かないのであれば何のために行っているのか。パイプ役とは一体何だろう、調整役とは一体何だろうという疑問を持ってしまうのですけれども、そのあたりの行っている自治体と行っていない自治体で何がどう変わってくるのか、教えてください。

黄田経営戦略部次長

現職の職員の市町村への派遣，副市長，副町長への派遣についてでございます。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり，市町村におきまして広域的な視点からの施策展開や行政運営の効率化等の課題がある場合に，市町村から県に対して職員の派遣を要請されることがございまして，その要請に基づき，理由等を検討した結果，必要かつ可能な場合に職員を派遣しているところでございます。

扶川委員

市町村が要請するというのは，説明を受けたので分かっています。今，お尋ねしたのは，市町村から要請された元県職員と現職の幹部職員が，一体何ををするのですか。パイプ役とは何ですか。調整役とは何ですか。それが，行っていない市町村とどういう差をもたらすのですかということをお教えてください。

黄田経営戦略部次長

先ほどもお話をさせていただきましたけれど，市町村において，広域的視点からの施策展開，行政運営の効率化等，それぞれの課題がございます。その課題に対して，市町村からの要請を受けて派遣するというところでございますので，そのあたりの課題を市町村において解決するという役割を，正に担っているものと考えているところでございます。

扶川委員

課題というのは，例えば今回で言えば，徳島市の新文化ホール，あるいは徳島市の関係でいえば鉄道高架事業，そういった県と市に残っている課題について調整すると。要は，話し合いをするときのメッセンジャーみたいなものですか。意思疎通が便利に図られるための県の代弁者みたいなものですか。よく分からない。

黄田経営戦略部次長

それぞれ市町村におきましていろいろな課題がある中で，繰り返しになりますけれども，やはり広域的視点からの施策の展開や行政運営の効率化等，それぞれいろんな課題があるかと思うのですけれども，それぞれの課題に対して，県に対して職員の派遣を要請されると。それを受けて派遣しているところでございますので，それぞれの市町村におきまして，いろいろな課題を解決するための役割を担っているものと考えております。

扶川委員

かつて、都市計画課長をされていた方が自殺なさったことがあります。事実かどうかは御本人に聞いてみないと分かりませんが、板挟みになって、それが精神的なストレスになって、その重圧で亡くなられたということをおっしゃいました。今回も、豊井元副市長が、そういう板挟みになったということが報道されていますし、恐らく、そうだろうと思います。非常に気の毒なことではありますが、私に言わせれば、そういう立場の人を作るべきでないと思うのです。

別の観点から言うと、県が、県と関係の深い団体に天下りなどを受け入れてもらうことは、現職時代に便宜を図った見返りであると取られてはいけなから、幹部職員については、再就職先を公表する制度になっています。そういう事情というのは、市町村との関係でも同じではないかと思えます。例え、市町村から県に要請があったという形を取っていても、そこに何らかのほかの市町村とは違う、特別に便宜を図るような関係が生じるのでは、おかしいと思う。

この際、余計なストレスを掛けるということもあるし、行政の公平性にも疑念があるから、今おいでになる現職の職員を引き上げてみたいとは言いませんけれども、積極的に副市町村長などに送り出すのは、特に現職の方については、私はやめたほうがいいと思うのですが、どうでしょう。

黄田経営戦略部次長

副市長、副町長への現職派遣の関係でございます。

飽くまでも、現職派遣につきましては、市町村からの要請に基づき行っているところでございますので、その要請の理由や効果等を十分に検討した上で、必要かつ可能な範囲でこれまでも派遣を行ってきておりますし、今後もこの方針で対応したいと考えております。

扶川委員

抽象的な答えすぎます。要請の理由や効果なんて、一般的すぎてさっぱり分かりません。今回みたいな事態が、現に起こっているわけです。

私が豊井元副市長の立場だったら、後でああ言った、こう言ったみたいな揚げ足を取られないように、対談の時に、きちんと100パーセント記録を取ります。こういうことでしたと、誰にでも説明できるようにしておきます。そう考えると、今回のような事態を招いた責任の一端は、豊井元副市長にも、公文書管理について極めてずさんな徳島県にもあります。こういうやり取りでしたと出せばいいではないですか。場合によったら、出せないのでしょうか。それだったら大問題です。

改めて申し上げますが、ありったけのやり取りについて、記録されたものを出していただきたい。なかったらいい、また議論しますし、あるものは全て隠さずに出していただきたい。徳島市に対しても、このやり取りをする上では、文化行政を議論するのに大事ですから、記録の要請をしていただきたい。改めてお願いしたいのですが、どうですか。

佐藤秘書課長

面会時の記録文書の保管につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、そ

の面会の内容に関連があります各部局や各担当課において、それぞれ対応されていることと思いますので、一律に経営戦略部、そして秘書課のほうで保管しているものではございませんので、その点は御承知おきいただけたらと考えております。

扶川委員

では、それぞれの所管課に要求してください。それで、秘書課のほうでまとめてください。そして、出していただけたらいい。秘書課が立ち合っている場合は、秘書課の職員も記録しているでしょう。そのあたり、記録する場合もある、記録しない場合もあるということ自体がおかしい。

意思形成過程をもっときちんと記録して、こういう重大な問題が起こったときには検証できる体制を執らなければいけない。そのためには、今の規則では不十分です。場合によったら条例制定も含めて、しっかり検証して取り組んでいただきたいと思いますしお願いして終わります。

佐藤秘書課長

面会時の記録につきましては、それぞれの担当部局や担当課において、作成するかしないか。そして、どのように保管するかということを決定しているところでございますので、それぞれの担当部局において、判断がなされているというように考えているところでございます。

扶川委員

では、少なくとも秘書課のほうでは、いつどの課が立ち合って、あるいは立ち合わずに、市長と知事が面会したという記録はあるでしょう。担当課といっても、担当課が入ってなかったら担当課に求めても何も出てこないのだから、全部出してください。秘書課にある、徳島市長と知事との面会に関するありったけの記録を出してください。お願いします。

達田委員

徳島市の新ホールの問題で、確認したい点がございますので、お尋ねしたいと思います。

11月1日の知事の定例記者会見のフルテキスト版を読んだのですけれども、この中で知事は盛んに「いろいろな形の中で当然、県議会に相談をさせていただく」とおっしゃっているのです。そして、「そういった中で必ずしも、無償化ということにはならないことはありますよと。だから、議会の動向っていうのはしっかりと見てくださいねと。普通今まで白というものであれば白で行くし、黒であれば黒というのがあるんだけど、その時その時の情勢っていうのは当然、時代的にね。例えば、典型的なのが、福祉施設、その用地が何かと。大抵は無償でと。例えば県の土地でも無償でお貸しすると。しかし、こうしたものも世の中の流れに合わないではないかというのを、例えば、外部監査とか。こうしたところで指摘を受けると、やはりそれは実勢に変えて有償化していく。だから常にそうしたことは起こり得るんで、例えば明治時代にこうだったから、今もそうなんだ、ということに

はなかなかならない」というようなお話をしていらっしゃる。

これは、知事の考えと思うのですがけれども、ここでお尋ねしたいのは、一つは、有償化するか無償化でいくか、議会に問われたことは私はないと思うのです。議会の総意として、こうしましょうということを決めたことは一度もない。しかし、議会の動向を見てくださいねということを知事がおっしゃっているのです。一部議員の中からは、そういう話が出ましたけれども、議会の総意としてこういうことが出ていないにもかかわらず、こういうことを議会を盾にして、議会がこう言っているからですよというようなお話をされている。

もう一つは、例えば外部監査とか、こうしたところで指摘を受けるというふうなお話をしています。この問題に関して、外部監査で無償はおかしいのではないですかという指摘を受けたことがあるのでしょうか。

岡田委員長

小休します。（13時30分）

岡田委員長

再開します。（13時30分）

達田委員

これは、また所管の委員会でお聞きしたいと思うのですがけれども、ここで言っているのは、福祉施設、その用地が何かと。大抵は無償でと。例えば県の土地でもそれ無償でお貸しすると。しかし、これから時代に合わない和有償になっていきますよというような意味のことをおっしゃっているのです。大変、重大な発言だと思うのです。

今回、財政構造改革基本方針案が出されていますけれども、歳入の確保の対策の中に、こうしたことが今後入ってくるのかどうか、これは大きな問題だと思うのです。

それで、福祉施設等、県の土地を市町村にお貸ししている箇所が一体幾らあるのか。また逆に、市町村の土地に県が施設を作っている所がどれだけあるのか分かるのでしょうか。

戸井施設最適化室長

達田委員から、県の土地を市町村に貸している場合、逆に県が市町村に借りている場合ということで、福祉施設等の例示があったのですがけれども、今、手元にそういう資料を持っておりませんが、市町村から無償で借り受けたり、あるいは県が市町村に貸している事例はあると考えています。

達田委員

そういう事例があるということですので、それが具体的に幾つあって、どういう所の施設を貸し借りしているのかということのを是非、資料で出していただきたいと思います。出していただけるのかどうか1点。

それと、この知事の考えでいきますと、福祉施設等そういう施設が無償はおかしいので

はないかという話になったら、有償にしていきますということになっていってしまうのかどうか。ほかの施設を全部そういうふうにしていく計画なのかどうか。その点を確認しておきたいと思います。

戸井施設最適化室長

達田委員から、無償化している件数、あるいは現在、無償になっている所を今後、有償化していくかというような質問を頂きました。

件数につきましては、時点、時点によって変わってくる場合がございますので、ある時点を捉えて、それぞれ件数を拾うことは可能であります。

現在、無償で貸している所については、経緯等がそれぞれございますし、それぞれ所管の所で貸す手続や契約をしていますので、この場ですぐに、どういう件数があるかって全部そういうふうな方向になるかというのは、基本的には所管しているそれぞれの所属が判断することでございますので、今すぐにお答えすることはできないと考えております。

達田委員

つまり、ケースバイケースということでしょうか。それぞれ歴史的な経過があるし、無償にしているというのは、いろんな事情があってそういうことで成り立ってきたと思うのです。誰も、お金を下さいということもないし、払いますということもないし、しかし、今になってそういう問題が出てきている。知事が、こういう発言をされているということは、全ての施設について有償化になっていくのではないかというような大きな懸念があるのです。

その点について、財政構造改革基本方針案が出されていますけれども、こうした中に取り上げていくというようなことがされたのでは、市町村も困るし、逆に市町村から借りている施設もあるということですので、県のほうも困ってくるというような事態になるのではないかと思うのです。

その点、財政の健全化ということを建て前に、有償化にしていくということはないのでしょうかねとお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

平井経営戦略部次長

ただいま、財政構造改革基本方針における歳入確保対策に関連して、御質問を頂戴したところでございます。

県におきましては御承知のとおり、3年単位で基本方針の改定を行っているところでございます。委員会にも大変、御理解、御協力を頂く形で、数値目標の達成に向けて努力してきた経緯がございまして、今後とも引き続き、不断の構造改革を提起、継続していく必要があるというように考えているところでございます。

その一環といたしまして、歳入の確保対策につきましても、工夫を凝らしながら、常に前進していくんだという覚悟で取り組んでいく必要があると思っております。

その中で、未利用財産について有効活用していこうということを、項目として入れさせていただいております。これは、従来そのような状況とさせていただいているところでございます。未利用でございますので、まずは県として、どんな新しい利活用の方法がある

のか、そこをまずしっかりと幅広く検討した上で、活用策がないという場合については、売却ということも選択肢として検討していきましょと。さらに、売却に当たりまして、いろんな手法、インターネットでの公売等、様々な手法を通じまして、そういう土地や施設があるということを知っていただいて、早期売却を促していこうという精神を盛り込ませていただいているところでございます。

このようなスタンスで、未利用財産の有効活用を進めていきたいというのが現状でございます。よろしく願います。

達田委員

飽くまでも、未利用財産であるということですね。売却が見込めない財産についても、短期賃貸借を検討するなど、有効活用の徹底を図るというようなことが書かれていますので、今、利用してない財産についてはこうですよということですが、福祉施設や文化施設等は県民の福祉の増進に役立っている施設ということで、絶対必要な施設です。そういう所を有償にする等、そういうことが検討の課題に上がるようなことがないよう、是非お願いしておきたいと思います。

先ほど申しました資料、県がお借りしている所、県が貸している所を出していただきたいのですが、出していただけるということでしょうか。

戸井施設最適化室長

管財課におきましては、年に1回は調査を行っておりますが、その時点、時点で変わることがございますので、直近の調査等を精査いたしまして検討したいと考えております。

達田委員

出してくれるのなら、それでいいです。出してくれるんですね。

戸井施設最適化室長

今、手元に資料がないので、調べまして検討したいと考えております。

岩佐委員

私からも、今お話にもありましたが、今回、御報告を頂いております財政構造改革基本方針について、少しお伺いしたいと思います。先ほど説明があったので、若干重複する部分もあろうかと思いますが、まずは、詳細について教えていただけたらと思います。

今、歳入確保のことについて少し触れられていたのですが、この基本方針は3年ごとに更新をしていくということで、次が、令和2年度からの3か年における基本方針ということであろうかと思っております。

この資料を、まだ全部は見えていないのですが、これまでの本県の財政状況と取組というようなことも書かれていますし、後半には、いろんな試算や実質公債費比率の推移等も載っているのですが、これまで、特にこの3か年の財政構造改革の成果をどのように見られているのか。そして、次の3か年に対する基本方針を立てていくということですが、その基本方針において重視していることは何なのか、教えていただけたら

と思います。

平井経営戦略部次長

ただいま委員から、財政構造改革基本方針につきまして、現行の基本方針の成果と、本日、案をお示しさせていただいたところでございますけれども、その中で重視しているのは何かという御質問を頂戴したところでございます。

現行の基本方針につきましては、先ほど部長から説明申し上げましたとおり、数値目標を幾つか掲げさせていただいているところでございます。全て、令和元年度末を目標といたしまして、実質公債費比率をはじめとして、その基になります県債残高や公債費、それから県の貯金に当たります財政調整的基金の残高を設定いたしまして、それぞれ、例えば実質公債費比率ですと、今年度に13.0パーセント程度に持っていかうということでございますが、12.1パーセントとクリアしている状況でございます。全ての目標につきまして、達成できる状況でございます、これまで取り組んできた歳入・歳出改革の一定の効果が、ここにも出ているのではないかと自己評価しているところでございます。

この点については、県議会にも御指導、御理解を賜っているところでございますし、財政課だけではなく全庁的な取組により、また県民の皆様にも御理解、御協力を頂いたままものではないかというように思っております。

それと、次の新しい基本方針で最重視していることでございますけれども、まず目指す姿ということで、「未来投資」を支える「持続可能な財政基盤」の確立を掲げているところでございます。未来投資と言いますのは、喫緊の課題となつてございます人口減少、災害列島という二つの国難への対応をしっかりとしていくことや、SDGsの実装をしっかりとしていくことであり、こういった政策創造をしっかりと行いまして、実践も行っていくことが未来投資と考えております。

したがいまして、今回、最重視しておりますのは、これまで以上に政策創造と健全財政の両立を図るため、創意工夫を凝らすことであると考えているところでございます。

岩佐委員

資料1-1の一番下に、今回重視している「未来投資」という言葉も出てきていますし、また、政策創造と健全財政の両立というようなことも、今回の財政構造改革基本方針の中で重要視されているということでもあります。

最近、災害が多発する中で県土強^{じん}靱化ということも喫緊の課題であつて、政策の推進をしっかりと進めていただきたいと思っております。そういう意味では、先ほど、新基本方針の方向性の説明にもありましたけれど、人口減少、災害列島という国難打破、また持続可能性ということもあろうかと思つたので、その方向性については、大変評価したいと思っております。

そこで、今回その方向性を具現化していかなければいけないと、更に詳細の部分で工夫を凝らしていこうとしている、その点についてお伺いいたします。

平井経営戦略部次長

この度の新しい財政構造改革基本方針案において、特に工夫を凝らした点は何かという

御質問でございます。

今、岩佐委員からのお話にもございましたように、県土強^{じん}靱化ということも大きな課題となっているところでございまして、特に、今年度の全国的な台風被害も大切な教訓にしなければいけないと認識しておりまして、これまで以上に県土強^{じん}靱化を加速させることが不可欠であるということを念頭において、この基本方針案を策定したところでございます。

その上での具現化策といたしまして、今現在、史上最低水準の低金利の状況といったことも踏まえ、国土強^{じん}靱化に関しましては、国の3か年緊急対策に基づきまして、交付税措置率の非常に高い有利な地方債が設けられておりますので、こういう有利なものにつきましては、数値目標の対象外という新たな枠管理をしていこうと、新たな工夫を凝らしたところでございます。

岩佐委員

県土強^{じん}靱化を加速していかなければいけないという上で、最後に御説明があったのですが、有利な地方債を新たな枠でというようなお話であったかと思えます。

資料1-1にも別枠管理と書かれていますけれども、この有利な地方債が、今年度の当初予算では60億円程度、計上していたかと思っております。別枠管理は、事業推進にとっても有効な手法と思いますが、その一方、財政健全化には逆行するような不安もあります。財政健全化に対して、別枠管理は影響しないのでしょうか。

平井経営戦略部次長

ただいま、別枠管理を設けることにより、財政運営に悪影響があるのではないかという御質問を頂戴したところでございます。

有利な新設の地方債につきましては、先ほども若干申し上げました、債券市場が日銀のマイナス金利政策の影響を受けておりまして、超低金利状況にあるということ。それから、国の緊急3か年ということで、年数の決まった大きな枠組みがあること。それから、後年度の起債の償還に対する交付税措置が非常に充実していること。

そういうことから、別枠管理をいたしましても、財政運営上の一定の歯止めがしっかりと効いているのではないかと考えておりまして、健全化への逆行ということでの影響は非常に小さいのではないかと考えているところでございます。

別枠管理になりますので、管理している額が幾らかということを県民の皆様にお示しすることになりますので、そういったことでも見える化が進むという効果はあるかと考えてございます。

さらに、バランスという観点から新財政構造改革基本方針案におきまして、単年度の実質公債費比率、プライマリー・バランスという新たな二つの指標を、これまで以上に注視して活用していこうと盛り込ませていただいているところでございます。

岩佐委員

別枠管理が財政健全化に影響がないのかというところで、別枠にすることによって見える化を図ってしっかりお示ししていくということで、悪影響はないであろうと。また、加

えて新たな二つの指標を活用して、それを公表することで、財政健全化をしっかりと見えるようにしていくということであろうかと思えます。

健全財政センサー指標で、単年度実質公債費比率とプライマリー・バランスということですが、通常、実質公債費比率は3年の平均を取るということであろうかと思えますが、これを単年度で示していくというのは、他県でやられているのかどうかは分からないのですけれども、直近の単年度の実質公債費比率がどのような状況で、今後の見通しなどがあれば教えていただけたらと思えます。

平井経営戦略部次長

今回の新たな健全財政センサー指標のうち、単年度実質公債費比率の現状、今後の見通しについての御質問でございます。

全国的な指標として設定されております実質公債費比率でございますけれども、委員からお話ございましたように、3か年の平均値が算出される指標でございます。単年度の実質公債費比率を活用していくことにつきましては、3年平均の3年のうちの最も新しい年度の数値に着目して、数値の動向を迅速に捉えて対応していこうという趣旨があるところでございます。3年平均の数字が良くなっても、単年度が、場合によっては悪くなるという場合もございますので、その原因は何かとしっかり抑えて対応していく必要があるという考えがございます。

ここ数年の単年度実質公債費比率の数字を申し上げますと、平成28年度決算におきましては12.5パーセント、平成29年度決算は12.2パーセント、平成30年度決算は11.6パーセントと、減少基調にあるという実情がございます。

今後の見通しにつきましては、算出式の分母の部分が一般財源総額でございますが、ここが未確定の部分なので明言はできないところではございますけれども、引き続き、減少基調が維持できるよう、しっかりと財政運営を行っていきたいと考えているところでございます。

岩佐委員

今、お話しいただいたように、資料にも数値は書かれているのですけれども、実質公債費比率としては令和元年度が12.1パーセントですが、単年度で見ると、直近の平成30年度決算が11.6パーセントということで、12パーセントを切っているような状況であります。

ただ、お話にもあったように通常であれば、平均値で見れば、単年度が上がっても平均値は下がってしまうことであろうかと思えますので、単年度実質公債費比率というのも新たな指標としてしっかりと着目して、注視していただけたらと思っております。

資料1-2の32ページにもありますように、一番数値の大きい時で21.4パーセントあった実質公債費比率が、単年度で見れば12パーセントを切っているという状況であります。これからも、この単年度実質公債費比率にも注視して、財政健全化に敏感に反応していただけたらと思っております。

それともう1点、健全財政センサー指標であるプライマリー・バランスについては、どのような状況なのでしょう。

平井経営戦略部次長

プライマリー・バランスについて、御質問いただいたところでございます。

国におきましては、赤字国債を大量に発行しているということで、報道もよくなされま
すように、国全体のプライマリー・バランスは、赤字が長年続いている状況でございます
けれども、地方財政におきましては、赤字県債の発行が制度上、限定されているというこ
ともございまして、財政の各県の健全化が保たれていましたら、各県のプライマリー・バ
ランスは黒字になるという性質を持っているところでございます。

徳島県におきましては、全国一律の財務諸表を用いた新公会計制度によりまして、プラ
イマリー・バランスを平成19年度から算出したしておりまして、それ以来、最新値でござ
います平成29年度決算値まで、11年連続でプライマリー・バランスの黒字を確保してい
るところでございます。今後も、今回の基本方針案による改革を推進いたしまして、黒字基
調をしっかりと継続してまいりたいと考えているところでございます。

岩佐委員

プライマリー・バランスの指標も当然、幅も若干あるかとは思いますが、11年連続で
黒字であるということであります。

この二つの、単年度実質公債費比率とプライマリー・バランスといった、新たな指標を
盛り込む、健全財政センサー指標として活用していくということですので、この指標を積
極的に活用していただいて、健全財政に努めていただきたいと思います。と思っております。

もう1点ですが、資料1－2の31ページになるのですけれども、財政構造改革基本方針
案には、今後3年間の収支見通しという試算も示されています。これによると、飽くまで
も試算の段階ではありますが、一番下から3行目の実質的収支不足額が、令和2年度が
17億円、令和3年度には34億円、そして令和4年度には36億円の収支不足と、3年間の累
計で87億円の収支不足と試算されています。

飽くまでも試算ではあるかと思いますが、県税においては若干増加傾向で、扶助費に
関しては増加傾向、また投資的経費のうち公共事業においては、ずっと同じ額で設定され
ているのですが、実質的収支不足額の累積する不足と、一番下の行の財政調整基金残高に
関しては、残が減っているのが若干気になるところです。

今後の収支見通しについて、どのように改善していくのか、またその見込みがあるのか
どうか、お伺いいたします。

平井経営戦略部次長

収支見通しについて、御質問を頂戴したところでございます。

先ほどもございましたように、資料1－2の31ページに、国が既に示しております名目
成長率や本県での過去の推移を参考にいたしまして機械的に計算させていただいたとこ
ろ、今、岩佐委員からのお話にもございましたように、この表右下のほうにございます実
質的収支不足額の3年累計額は87億円に達するという試算になってございまして、これ
を、このページの一番下の行に財政調整基金というのがございますけれども、この基金を
取り崩して対応していく必要があるというように考えているところでございます。

ただ、今後、持続的な財政運営をしっかりと行っていくためには、この財政調整基金の

現在の残高141億円を、できるだけ長く維持していくことが非常に重要なことであると認識しているところでございまして、そのためには、これまで以上の創意工夫を凝らした歳入・歳出改革が、やはり不可欠であると考えてございます。

収支不足のこういった改善を図るべく、新たな数値目標の達成に向けまして、この新たな財政構造改革基本方針に盛り込みました歳入確保対策、それから歳出改革をしっかりと力強く進めてまいりたいと考えているところでございます。

岩佐委員

見通しとして、飽くまで機械的な部分もあろうかと思うのですけれども、これだけ見通しがあるという中で、財政調整基金については、できるだけ取り崩さないようにする、141億円を維持できるよというお話でありました。また、目標として、財政調整的基金残高について800億円以上を堅持するというようなことも書かれておりますので、基金の確保というか、できるだけ取崩しがないように財政運営をしていただきたいと思います。

ただ、やはり見通しとして、87億円不足というような状況であらうかと思えます。大変、厳しい状況であらうかと思えますが、そのためにも先ほどお話にもありました、歳入・歳出の見直し等をしっかりと行っていただいて、財政健全化を維持していただきたいと思っております。飽くまで、方針、目標ということなので、これから、それを具現化していくことが一番重要になると思いますので、頑張ってくださいと思っております。

今、いろいろと御説明を頂き、今回提出されました財政構造改革基本方針の使命や大きな役割が分かりました。県土強^{じん}靱化をはじめとして、政策創造の部分と財政健全化の両立に向けて、全庁を挙げてしっかりと基本方針を推進していただきたいと思っております。

6月定例会の岡田委員長からの一般質問の中で、健全財政を将来、次世代にしっかりとつなぐことが大切であるというようなことも述べられました。私もそのとおりで思っております。しっかりと県政運営を持続可能な形で続けていくように努力をお願いしたいと、もう一度重ねてお願いしたいと思っております。

最後になるのですけれども、今回、財政構造改革基本方針案を出されて、今後、先ほども取り上げました実質公債費比率であったり、いろんな数値目標があらうかと思えますが、この数値目標の達成に向けて、できれば部長の決意をお伺いして終わりたいと思えます。

久山経営戦略部長

先ほど来、新しい財政構造改革基本方針の案につきまして、大変ポイントをついた御質問を頂戴いたしますとともに、また基本方針に対する期待の言葉も頂戴いたしまして、大変有り難く受け止めさせていただいているところでございます。

地方交付税をはじめ、いわゆる依存財源の割合が大きいという本県の財政構図ではございますけれども、経営戦略部はもとより、全庁挙げて県土強^{じん}靱化や地方創生をはじめとする、政策創造と財政健全化の両立をしっかりと図ってまいりたいと考えているところでございます。

新たな羅針盤でございまして、ワンランク進めた数値目標をクリアすべく、この基本方針

案に掲げた新たな歳入・歳出改革の推進に全力を傾注してまいりたいと考えておりますので、岩佐委員はじめ、委員の各皆様方には引き続き御指導，御鞭撻^{べんたつ}を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

岩佐委員

久山部長から力強い御決意を頂いたのですけれども，今回，まだ案の段階ではありますけれども，しっかりと数値目標の達成と，例えば1年前倒しでも早期に達成し，更には次のステージを見据えて，更なる高みの目標に上方修正ができるような取組ができるよう，先ほどのお話にもありましたけれども，全庁挙げてしっかりと取り組んでいただきたいと要望して終わります。

岡田委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により，休憩いたします。（14時06分）